

○加悦椿文化資料館条例

平成18年3月1日

条例第106号

改正 平成18年6月23日条例第229号

(設置)

第1条 椿文化に係る資料等の収集保存及び活用により、地域文化の向上及び研究活動の振興に資するため、椿文化資料館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 椿文化資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 加悦椿文化資料館
- (2) 位置 与謝野町字滝1986番地

(入館料)

第3条 加悦椿文化資料館（以下「資料館」という。）に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。

(入館の制限等)

第4条 与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、展示品、備品等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が利用を不相当と認めるとき。

(入館料の減免)

第5条 町長が特に必要があると認めたものについては、第3条の入館料の全部又は一部を免除することができる。

(入館料の不還付)

第6条 既納の入館料は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務等)

第7条 資料館の建物、資料、設備、その他の器具等を損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に資料館の管理に関する業務のうち次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 資料館の施設、付属設備の維持管理及び利用に関する業務
- (2) その他町長が必要と認める業務

2 前項の規定により町長が指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合におけるこの条例の適用については、第4条中「与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、第5条及び第6条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。（利用料金）

第9条 町長は、法第244条の2第8項の規定により、適当と認めるときは、指定管理者に資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、第3条、第5条及び第6条並びに別表中「入館料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ町長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも同様とする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の加悦町椿文化資料館の設置及び管理に関する条例（平成8年加悦町条例第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月23日条例第229号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の加悦椿文化資料館条例の規定に基づき行われた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

区分	入館料	
	小・中学生	一般
個人	100円	200円
団体	50	150

備考

- 1 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。
- 2 「団体」とは、8人以上のものをいう。
- 3 学齢に達しない者については、入館料を徴収しない。

○加悦椿文化資料館条例施行規則

平成18年3月1日

教育委員会規則第38号

改正 令和元年6月27日教委規則第2号

令和5年9月29日教委規則第6号

令和7年3月25日教委規則第2号

令和7年11月21日教委規則第5号

令和7年11月21日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、加悦椿文化資料館条例(平成18年与謝野町条例第106号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 加悦椿文化資料館(以下「資料館」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 教育長(条例第8条第1項の規定により、指定管理者に資料館の管理を行わせる場合は、指定管理者(以下「指定管理者」という。)とする。第8条を除き、以下同じ。)は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日若しくは開館日を設けることができる。

(1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その後の日で最も近い休日でない日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(入館券の交付)

第4条 条例第3条の規定により、入館料(指定管理者に資料館の管理を行わせる場合は、利用料金(以下「利用料金」という。))とする。以下同じ。)を納付した者には、入館券又は領収書を交付する。

2 前項の入館券の種類及び様式は、教育長が別に定める。

(招待券)

第5条 教育長は、必要があると認める場合は、招待券を発行することができる。

(入館料の減免)

第6条 条例第5条の規定による入館料を減免できる場合及び減免額は、次のとおりとする。

- (1) 町内の小学校、中学校、幼稚園及びこども園による教育活動又は保育所及びこども園による保育活動のため入館するとき 全額
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳の交付を受けている者（次項において「手帳所持者」という。）及びその介護者が入館するとき 2分の1に相当する額
- (3) その他教育長が特別の事由があると認めるとき その都度教育長が定める額

2 前項の規定により、入館料の減免を受けようとする者は、あらかじめ入館料減免除申請書を町長に提出しなければならない。この場合において、前項第2号に該当する者（手帳所持者に限る。）は、そのことを証明する書類（携帯型通信端末の画面に表示する方法によるもの（町長が別に認めるアプリケーションを介して当該事項を表示し、かつ、マイナポータルと連携していることが認められるものに限る。）を含む。）を提示しなければならない。

（行為の制限）

第7条 資料館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用する等、施設に危険を及ぼす行為をすること。
- (2) 資料館及びその敷地内で喫煙すること。
- (3) 危険物又は動物を持ち込むこと。
- (4) 施設、展示品、その他の資料等を損傷するおそれのある行為をすること。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加悦町椿文化資料館管理運営規則（平成8年加悦町規則第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年6月27日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年9月29日教委規則第6号）

この規則は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２５日教委規則第２号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年１１月２１日教委規則第５号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

附 則（令和７年１１月２１日教委規則第６号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。